

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市協賛取扱基準

1 趣旨

この基準は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
小林市企業協賛取扱要項（以下「要項」という。）第 5 項及び第 6 項の規定
に基づき、協賛の表示及び協賛への謝辞について必要な事項を定める。

2 協賛者名掲載基準

報告書等に協賛者名を掲載する基準については、下表のとおりとする。

協賛者	評価額 (相当額)	ホームページ	報告書等	協賛物品	愛称等を使用 したフレーズ
企業・ 団体	30 万円以上	協賛者バナー添付、 写真及び記事掲載	協賛者名 掲載	掲載可能 物品全て に協賛者 名掲載	○
	30 万円未満	協賛者名掲載			
個人	5 万円以上	写真、記事			
	5 万円未満	協賛者名掲載			

3 謝辞実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、下記のとおりとする。

協賛者	評価額（相当額）	謝意表明		贈呈者
企業・ 団体	30 万円以上	感謝状	贈呈式	会長、副会長 又は事務局長
	30 万円未満	礼状	郵送	—
個人	5 万円以上	感謝状	贈呈式	会長、副会長 又は事務局長
	5 万円未満	礼状	郵送	—

4 備考

- (1) 協賛物品等については、市価に金額換算して評価する。金額換算が困難である協賛内容については、別途協議のうえ、上記に準じて評価する。
- (2) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。なお、時期については、協賛のあった後の直近に開催される総会、又は個別に実施す

る。

- (3) 同一者から複数回にわたり協賛の申し出があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。
- (4) 協賛者名の掲載先は、実行委員会ホームページ、報告書等、協賛物品とする。
- (5) 愛称等を使用したフレーズの使用範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認の上使用することとする。

(例)

〇〇〇は	日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 日本のひなた宮崎国スポ・日本のひなた宮崎障スポ	}
小林市開催競技	を応援しています。 の協賛企業です。 の〇〇競技会の協賛企業です。	}

※市・競技を限定せずに、大会全体を指す呼称は使用できません。